

(1) 障害者住宅運営事業

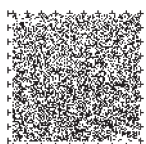
身 知 精

- **内 容** 障害者のみまたは障害者を含む世帯の住宅困窮者に対して、バリアフリー仕様の住宅を提供します。募集に関しては、空室ができた時点で公募します。
- **対 象** 次の全ての要件を満たす人
 - ① 身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級、戦傷病者手帳(第1号表ノ3第一款症以上)をお持ちの人、原爆被爆者のうち厚生労働大臣の認定書の交付を受けた本人またはその人がいる世帯
 - ② 区内に引き続き3年以上居住していること。
 - ③ 住宅に困窮していること。
 - ④ 住民税を滞納していないこと。
 - ⑤ 所得が基準額以下であること。
 - ⑥ 単身者用入居者は、自立して生活が営めること。
- **問 合 せ** 障害者福祉課 障害者事業運営係
電話 (3 5 7 8) 2 2 9 9
FAX (3 5 7 8) 2 6 7 8

(2) 都営住宅

身 知 精 難

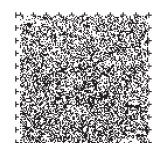
内 容	対 象
<p>都営住宅世帯向の優遇抽せん</p> <p>身 知 精 難</p> <p>抽せん方式（甲優遇は一般の5倍、乙優遇は一般の7倍、当せん率が高くなります。）</p>	<p>① 都営住宅の家族向の入居資格があり、申込者または同居親族が、次のいずれかに該当する場合は「甲優遇」となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳5級～の人 ・愛の手帳4度の人 ・精神障害者保健福祉手帳3級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された人を含む。） ・原爆被爆者健康手帳の交付を受けている人 ・難病医療費助成を受けている人 ・公害病認定患者 <p>② 都営住宅の家族向の入居資格があり、申込者または同居親族が次のいずれかに該当する場合は「乙優遇」となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～4級の人 ・愛の手帳1～3度の人 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された人を含む。） ・戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の人



内 容	対 象
都営住宅家族向ポイント方式募集 身 知 精 ポイント方式※	東京都内に継続して3年以上居住し、申込者または同居親族が、次の①～④のいずれかに該当すること。 ①身体障害者手帳1～4級の人 ②愛の手帳1～3度の人 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された人を含む。） ④戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の人
都営住宅家族向ポイント方式募集（車いす使用者世帯向）身 ポイント方式※	都営住宅の入居資格があり、申込者または同居親族が、身体の障害により、住居内の移動に車いすを使用している人で、次の①、②のいずれかに該当すること。 ①身体障害者手帳1・2級の人 ②戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の人です。ただし、車いす使用者は満6歳以上で、東京都内在住の人に限ります。
都営住宅単身者用車いす使用者向 身 抽せん方式	都営住宅の単身入居資格があり、住居内の移動に車いすを使用している成年者のうち、①身体障害者手帳1・2級の人②戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の人
都営住宅単身者向 身 知 精 抽せん方式	都営住宅の単身入居資格があり、次の①～③のいずれかに該当すること。 ①身体障害者手帳1～4級の人 ②愛の手帳1～4度の人 ③精神障害者保健福祉手帳1～3級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された人を含む。）

※ポイント方式：抽せんによらず、資格審査、実態調査等の結果に基づいて、住宅困窮度の高い人から順に募集戸数分の人を登録し、住宅をあっせんします。

● といあわ **問合せ** 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
 電話 (3498) 8894 (代表) FAX (3409) 4527
 テレホンサービス電話 (6418) 5571 (テープによるご案内)



(3) 都営住宅使用料の減額

身 知 精 難

- **内 容** 世帯の所得が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。
- **対 象** 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級または常時介護を要する難病医療費助成を受けている人がいる世帯等
- **問 合 せ** 東京都住宅供給公社
電話 0570(03)0071(お客さまセンター)
PHS等の場合は03(6812)1171

(4) 知的障害者グループホーム家賃助成

- **内 容** 知的障害者グループホームの入居者を対象に家賃を助成します。
①月額 24,000円(所得月額が73,000円未満の人)
②月額 12,000円(所得月額が73,000円以上97,000円未満の人)
※ただし、家賃額が助成額を下回る場合、当該家賃額を助成します。なお、特定障害者特別給付費の支給対象者は、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した金額を助成します。
1月、4月、7月、10月の年4回、前月までの3か月分をまとめて本人名義の預金口座に振り込みます。
- **対 象** 知的障害者グループホームに入居している人
- **問 合 せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係
障害者福祉課 障害者事業運営係
電話 (3578)2299 FAX (3578)2678

